

週報

ロータリーに輝きを
“Light Up Rotary”

THE ROTARY CLUB OF FUNABASHI – EAST

四つのテスト

言行はこれに
照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか
どうか

No. 1832号 2015年6月11日発行



大原会長と今月お誕生日の相澤会員

第1832回例会 2015.6.4 晴 司会 草野会員

国歌「君が代」・ロータリーソング「奉仕の理想」

◎本日の出席状況

出席：29名（28名）中 20名 71.43%

欠席：瀧・松本・守屋・平山・柴田・斉藤（守）・橋岡・輪湖（武市）各会員

◎卓話者

国際ソロプチニスト船橋 玉置 セティマヤ様

「ネパール地震の現状について」

◎ゲスト

国際ソロプチニスト船橋 山崎由起子様

※ネパール地震義捐金の箱を回し、46,000円の義捐金が集まりました。

大原会長より玉置セティマヤさんに贈呈されました。

◎メイクアップ

5 / 25 ～船橋西 RC・藤代・瀧～理事会・金子～東京中央 RC

6 / 4 橋岡～地区 RLI パートⅢ

◎ 100%以上

相澤～6 / 3～船橋みなと RC

◎ 6月三つのお祝い

会員誕生：相澤・武市・守屋

夫人誕生：遠田なほみ様・金子雅恵様

結婚祝い：松本

各会員

会長あいさつ

大原 会長

自転車の取り締まりが強化！ 6月1日の道路交通法改正の注意点

皆さん6月1日から道路交通法が改正になることをご存じでしょうか？ 何度か改正が行われてきましたが、危険運転の罰則強化が主な変更点でした。真面目な優良ドライバーにはあまり関係がなかったため、ピンと来なかった方が多かったと思います。しかし、今回はまったく違います。子供たちも含めて、ほとんどの方に非常に大きな影響がある変更なのです。

今回の改正のポイント

今回の改正の最大のポイントは、自転車の取り締まり強化です。ほとんどの方（特に子供たち）は知らないと思いますが、道交法上自転車は軽車両なので、違反をすると免許がなくても取り締まりの対象となります。

今までは、自転車に乗っていて切符を切られたという話はほとんど聞いたことがないと思います。それはなぜかという、今まで自転車の違反には青切符（反則金）という制度がなく、赤切符（罰金）しか適用ができなかったからです。

車を運転する方はご存じだと思いますが、赤切符というのは、酒気帯び・危険運転等、かなり悪質な違反に適用になるもので、略式起訴ではありますが裁判所に呼び出されますし、いわゆる「前科」がついてしまいます。

例えばというっかりの信号無視レベルでは、自動車を運転していた場合なら青切符で数千円程度の反則金で済みましたが、自転車の場合は5万円以下の罰金となっていました。逆に言えば、今まで自転車の場合は、余程目に余る違反でないと警察としても摘発しにくかったのです。裁判の資料となるので、書類の作成等にも時間がかかり、手間がかかりかかるからという側面もあったようです。

察しの良い方はもうお分かりだと思います。6月1日以降、自転車にも、いわゆる“青切符”的な制度が導入されるのです。反則金レベルで済みますから、警察としてもどんどん摘発することになるはずですが、警察に勤めている仲間に聞いてみましたが、「少なくとも上はそう考えていて、現場レベルでどのくらいきちんと対応できるのかな……」と言っていました。

ただし、“青切符”については車の違反と多少形が異なります。少し具体的に書いてみます。

違反が摘発されて“青切符”を切られたとしても、1回目の違反で即反則金納付ということにはなりません。3年間のうち2回目の摘発をされた場合に、警察が実施する「安全講習」を受講しなくてはならなくなります（ここで手数料の5700円が徴収されます。これが反則金と同じ位置付けになります）。費用はもちろん、講習は1回3時間で最後にテストまでであるというのですから、負担はかなり大きくなります。

この安全講習を受講しないと、事件扱いとなり、裁判所への呼び出しの上5万円以下の罰金が科されます。今でも自動車の青切符を払わずに無視していると、手錠をかけられて逮捕・連行されることもあります。さすがに子供たちに手錠をかけるようなことはしないと思いますが……。

では、自転車の場合、どんな違反が“青切符”の対象となるのか、今回の改正にあたって道交法の中に具体的に盛り込まれています。以下の14項目です。

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 歩行者専用道での徐行違反等
4. 通行区分違反
5. 路側帯の歩行者妨害
6. 遮断機が下りた踏み切りへの進入
7. 交差点での優先道路通行車妨害等
8. 交差点での右折車妨害等
9. 環状交差点での安全進行義務違反等
10. 一時停止違反
11. 歩道での歩行者妨害
12. ブレーキのない自転車運転
13. 酒酔い運転
14. 安全運転義務違反

1・6・12・13のように分かりやすい項目もありますが、ちょっと分かりにくい項目もあるのではないのでしょうか。日常、通勤・通学・買い物等で自転車に乗るレベルで気をつけるべきポイントをまとめておきます。

- ・道路の左側を通行しなくてはならない（右側通行は一発アウトです）
- ・歩道がある道路では、原則車道を走らなくてはならない。止むを得ず歩道を通行する場合は、徐行しなくてはならない
- ・歩道がない道路の路側帯（道路の端に引かれた白線）で歩行者の通行を妨害してはならない
- ・スピード違反（道路の標識より遅い速度でも、歩行者に危険な状況があれば摘発の対象となります）
- ・一時停止の標識（止まれ）では、一旦止まって足を地面につけなくてはならない
- ・一方通行路で「自転車は除く」という条件がついていない場合は、逆走してはならない
- ・携帯電話やイヤホンで音楽を聞く等のいわゆる「ながら運転」
- ・夜、無灯火での走行
- ・道路等周囲に危険が生じる場所に自転車を放置すること

いかがでしょうか？ それが大それたなんて知らなかったという方が多いのではないのでしょうか？

14の安全運転義務違反という項目があるので、実際には現場で警察官が危険だと判断した場合には、どんなシチュエーションでも摘発されてしまう可能性があるということも追記しておきます。

加害者となるリスク

自転車の違反を厳しく取り締まることにした背景には、自転車の違反による事故が増えていることがあります。車による人身事故は年々減ってきているのですが、それに逆行して自転車の対歩行者の事故は大幅に増えているのです（この10年間で1.5倍くらいになっています。特に、子供と高齢者が加害者となる事故が増えています）。重大な死亡事故につながったケースも多かったため、世論的に厳罰化を求める声が大きくなってきたこともあります（国としては歳入が増えるという側面もあるでしょう……）。

一番書きたかったことは、違反をして捕まるリスクのことではありません。事故の加害者となるリスクのことを知っておいた方がいいということです。

小学校5年生の子供が自転車で坂道を猛スピードで下って来て、お年寄りにぶつかって重い障害を負わせてしまい、9500万円の損害賠償を言い渡された事件が記憶にある方もいると思います。それ以外でも、数千万円程度の賠償が課せられたケースは少なくありませんし、ひき逃げ等悪質なケースでは、数年間の禁固刑が科せられているケースもあります（もちろん、加害者が未成年の場合は、保護者に対して損害賠償請求が行きます）。

自動車の場合は保険制度が浸透しているので、損害賠償が課せられても（保険にきちんと入っていれば）自腹が痛むケースは多くはありません。しかし自転車の場合は、まだ保険に入ることが特別なことのように、損害賠償はすべて自己負担となってしまう場合が多いようです。数千万円の金額は普通の家庭では払えないことが多いと思いますが、借金と違って自己破産等しても免除にならない場合もあります。それこそ、一生をかけてかなりの金額を支払い続けることになるわけです。

もちろん、被害者となるリスクもあるわけですが、我が子が自転車事故の加害者には絶対にならないと言い切れる方がどのくらいいるのでしょうか？ ちょっとした悪ふざけや不注意により、取り返しのつかないことになってしまう可能性があるのです。

子供が自転車に乗る以上、親としてはそのことのリスクは知っておくべきでしょう。その上で、やはりきちんとした安全指導・教育を親が責任を持つべきだと思います（もちろん、自分の身を守ることも含めてですが……）。裁判の判例でも、親が子供にその部分の指導をきちんとしていたかどうか争点になっているケースが多いようです。学校でも折に触れて安全指導等を行っているようですが、リアリティを持った指導ができるのは親しかいません。

結局最後は、人の命や体の大切さ、大事な人（物）への愛情・優しさが根底になれば、本当の意味では伝わらないと思うからです。言葉で繰り返し伝えると同時に、危険な運転をしていたらその場で叱ったり、改善されない時は自転車に乗らせないくらいの厳しさも必要だと思います。

先日公園の周回道路で、小学校入学前くらいの男の子が自転車に乗っていて、その後をお父さんが走っていたのですが、子供がよそ見をしていたために、前から来た別の男の子の自転車とぶつかってしまいました。幸い大事には至らなかったのですが、お父さんが相手の子を気遣った後に、自分の子供の頭を思いきり叩いて叱っていました。「ちゃんと前を見ろって言っただろ！」と。

頭を叩いたことの是非は別として、私はその光景からお父さんの深い愛情を感じました。我が子に、安全な自転車の乗り方を体を張って教えている様子が伝わってきたからです。

家族の誰かが自転車に乗るのであれば、ぜひ「自転車保険」に加入して欲しいということです。自転車保険というと何か敷居が高い感じがすると思いますが、年間の保険料が数千円を入れるものがほとんどですし、相手に対する賠償と共に自分の負った障害も補償されるものが多いです。

最近では自動車保険や火災保険に年間数百円程度プラスすれば追加できる「個人賠償責任保険」もだいぶ普及してきています。この保険だと、自転車に乗っている時に限らず、日常生活の中で過失等で他人の体や財物に損害を与えてしまった場合にも適用されます。ただし、個人賠償責任保険では自分の負った傷害は補償されないので注意してください。

自転車に関する保険だけ見ても、クレジットカード加入者の特典として付帯できるものや、それこそコンビニで入れるもの等、様々な種類の保険が売り出されています。その際に注意して欲しいのは、補償の内容（どんな時に保険金がいくら支払われるのか、免責はあるのか等）の詳細です。単に保険料が安いからという理由だけで選ぶと、困った時に役に立たないということになります。それだと何のための保険だか分からなくなってしまいます。

保険は、万一のリスクのためのものなので、無駄になった方がよい費用です。それを高い出費と見るか、必要経費と見るかは人それぞれでしょう。しかし、この自転車の保険についてのみ言えば、私は絶対に入るべきものだと考えています。回避できるリスク金額に対して、保険料がとても安いからです。迷われている場合は、ぜひ身近にいるFPにご相談ください（笑）。

その他の注意点として

- ・雨の時、傘を差して自転車に乗るのもアウト。どうしても乗る場合は、レインコートを着用してくださいとのこと。透明のビニール傘ならOKという話がまことしやかに広まっていたようですが、都市伝説だったようです。
- ・2人乗りも一発アウト。ただし、小さい子供専用の椅子がついていればOK。前後に椅子をつけて3人乗りまでは道交法上認められているそうです（実際は危ないですよ。子育て中のママはぜひお気をつけください）。
- ・2台でおしゃべりしながら並走するのもアウト。これも家族や友だち同士で、ついやってしまいがちかもです……。

自転車のルールをしっかり理解して、万が一の時の備えもして、安心した生活を送りたいですね～。

幹事報告

山崎幹事

1. 6月11日（木）の情報研修会にご出席の方は至急事務局にお知らせください。
場 所：割烹「喜久水」 時 間：18：30～ 会費：2,000円
※入会5年未満の会員・各統括委員長・情報委員会・他
2. 7月31日（金）開催の次年度第2分区IM（インターシティーミーティング）です。
場 所：船橋グランドホテル 点 鐘：14：00
※全員登録ですので、必ず出席をお願いいたします。
※やむを得ず欠席される方はお知らせください。登録料の半額3,000円は次年度集金いたします。

理事会報告（6月定例）

1. ネパール大震災義捐金について
地区より会員1名あたり1,000円の義捐金の依頼
締切：6月19日迄に送金
※クラブその他寄附金より支出予定
※承認
2. 今年度皆出席者表彰品について
・ホームクラブ100%2名（スーツケース用ベルト・旅行用衣類入）計6,048円
・メイクアップ100%6名（クリップ式会員章・会員章）計10,038円
合計16,086円
※承認
3. 会長・幹事への記念品について（各3万円程度）
・それぞれダイヤ入り会員章（25,560円）合計51,120円
※承認
4. クラブ慶弔規定による、金子会員退会の記念品について（3万円程度）
※3万円の商品券とする
※承認
5. 次年度親睦委員会三つの祝い品について
・会員誕生：大型バスタオル／3,780円
・ご夫人誕生：お菓子／4,000円
・結婚祝い・バレンタインデー・ホワイトデー：ワイン／4,000円
※承認
6. 次年度名誉会員の確認
・池田佐嘉衛元会員・宮坂和市元会員・大久保忠男元会員
※承認
次年度各位に卓話をお願いする。
7. 次年度出席免除会員の確認について
・武市 弘会員・藤井仁毅会員・遠田 毅会員・山口習明会員
※承認

「報告事項」

- 7月31日（金）の第2分区IMの発表者は大家会長エレクト
 テーマ「我がクラブの誇れるところと抱えている課題 –そしてその解決方法は」
 当日、岡田会員が第2分区ガバナー補佐エレクトとして挨拶されます。
 山口会長エレクトがホストクラブとして挨拶されます。



本日の卓話 「ネパール地震の現況について」

玉置 セティマヤ 様

私は船橋に30年在住しています。日本とネパールの架け橋になりたいと思い、レストラン経営の傍らボランティア活動をしています。

先日4月25日にM7.8の大地震がネパールを襲いました。親族とは4日間連絡が取れず安否が心配でした。家は全壊してしまいましたが命は助かりました。

街中はビデオで見て頂いた通りですが、お寺など世界遺産級の古い建物が、この地震で崩壊してしまいました。未だ、何が起こるか判りませんが現在は落ち着きを取り戻した様子です。

電車は通っておらず、バスや車が主な交通手段ですが、道路も崩壊している為世界中から支援物資がネパールに届いていますが、未だに届いていないエリアが数多くあります。

今回のような大地震は82年ぶりで、約1000人位の方が犠牲になってしまいました。

今月、主人と現地に行きたいと思います。今、私は命があって、他の人達を助ける事ができるのは幸いです。これから復興まで、まだ時間が掛かるとは思いますが、元通りになる様、現地の皆さんが元気になる様、日本からエールを送りたいと思います。

本日は沢山の募金を頂きありがとうございました。



- 地震・雷・火事・親父、昔からの怖いもといわれています。セティマヤさん卓話ありがとうございました。
 近頃はアチコチ揺れていますがネパールの一日も早い復興を！ 遠田 毅
- 玉置セティマヤさん本日は卓話ありがとうございました。最近の地震の様子は他人ごとではないですね。
 自然界がおかしい気がします。 織戸 豊
- ネパールの復興の早いことを望みます。 藤井 仁毅
- 玉置セティマヤさん、本日は卓話ありがとうございました。ネパールのいち早い復興を祈念申し上げます。
 鈴木 隆男
- セティマヤさん、ネパール地震のご報告ありがとうございました。セティマヤさんの故郷への思い、強く心を打たれました。
 大家 浩明

- ・ネパール地震のお話ありがとうございました。セティマヤさんの人生に感謝する心、大変崇高な精神、尊敬します。 山口 習明
- ・ジャネパール「たまおき」さん、ネパール地震の卓話ありがとうございました。地元のベイトウン商店街振興組合の会計担当です。 岡田 敏男
- ・美しい玉置様、本日は卓話ありがとうございました。美しいネパールが一日も早く復興することを祈念いたします。 相澤 友夫
- ・ネパール地震と日本の地震、ともに早く復興できることを願います。 草野 宏隆
- ・玉置セティマヤ様、本日は「ネパール地震」について卓話ありがとうございます。ネパールへの支援ご苦労様です。 山崎 新一
- ・玉置セティマヤ様、よくお越しくださいました。私も幕張に住んでおります。今度同じ町にいる岡田会員とお店に行きたいと思っております。もちろん岡田先輩のおごりです。 度会 一也
- ・第30回の船橋海老川親水市民祭りが6月7日（日）午前10時より開催されます。当クラブからご支援いただきありがとうございます。是非ご参加ください。 相澤 友夫
- ・本日都合により早退させていただきます。金子さん、東京も良いですけど船橋を忘れないでください。 織戸 豊
- ・愛しのなほみちゃんのバースデープレゼント頂いて、横浜出身の彼女も船橋在住の方が長くなってしまったわ！と言っておりました。 遠田 毅
- ・妻久子さんに心から感謝するとともにお互い健康であること事、久子さん永遠に愛してるよ！斉藤 英明
- ・誕生祝を頂いて、古希プラス3年目です。健康で長生きできたこと、妻のはなちゃんに感謝します。 相澤 友夫
- ・妻の誕生祝を頂いて！ 金子 研一

今週のニコニコBOX

6月4日 31,000円 累計 1,090,000円

次週予告

第1833回例会 今年度活動報告・会員スピーチ

6月のプログラム

- 6月11日(木) 今年度活動報告・会員スピーチ
- 18日(木) 各委員会活動報告
- 25日(木) 新旧会長幹事バッジ交換・
新役員の宣誓式

週報今週の担当 中 村

近隣クラブ例会日

- 月曜日 千葉クラブ (三井ガーデンホテル千葉)
- 火曜日 船橋クラブ (クロス・ウェーブ船橋)
- 船橋みなとクラブ (船橋グランドホテル)
- 八千代中央クラブ (ウィッシュトンホテル ユーカリ)
- 四街道クラブ (四街道ゴルフ倶楽部内)
- 水曜日 習志野クラブ (習志野商工会議所会館)
- 船橋南クラブ (フローラ西船)
- 印西クラブ (印西市市民活動支援センター)
- 東京城東クラブ (ロッテ会館)
- 木曜日 習志野中央クラブ (習志野商工会議所会館)
- 金曜日 船橋西クラブ (フローラ西船)
- 千葉南クラブ (オークラ千葉ホテル)
- 八千代クラブ (明治ゴルフセンター)
- 浦安クラブ (東京ベイ舞浜ホテルクラブリゾート)